

水田農業構造改革交付金実施要綱改正のポイント（案）

項 目	改正後（素案）	現 行
全 般	○「産地づくり」の文言を、「産地確立」に修正	
第 1 趣旨	○見直し内容にあわせて文言を修正	
第 2 対策期間	本対策の実施期間は平成 <u>1 6</u> 年度から平成 <u>2 3</u> 年度までの <u>8</u> 年間とする。	本対策の実施期間は平成 <u>1 6</u> 年度から平成 <u>2 1</u> 年度までの <u>6</u> 年間とする。
第 3 対策推進の基本的考え方	1 【省略】 2 「米づくりの本来あるべき姿」を実現するに当たっては、地域の特性に応じた水田農業を地域自らが主体的かつ戦略的に展開すること、その際、生産対策及び経営対策を一体的に実施することにより構造改革を促進することが重要である。 このため、米の生産調整と米以外の作物を総合的に勘案した地域の作物戦略・販売、水田の有効活用による食料自給率向上に寄与する作物の生産拡大、担い手の育成等の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱第 部第 5 の 1 の規定に基づき策定される地域水田農業ビジョンをいう。以下「ビジョン」という。）を水田環境等の良好な保全に配慮しつつ策定し、その実現に向けた地域の取組を推進するものとする。	1 【省略】 2 「米づくりの本来あるべき姿」を実現するに当たっては、地域の特性に応じた水田農業を地域自らが主体的かつ戦略的に展開すること、その際、生産対策及び経営対策を一体的に実施することにより構造改革を促進することが重要である。 このため、米の生産調整と米以外の作物を総合的に勘案した地域の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱第 部第 5 の 1 の規定に基づき策定される地域水田農業ビジョンをいう。以下「ビジョン」という。）を水田環境等の良好な保全に配慮しつつ策定し、その実現に向けた地域の取組を推進するものとする。
別紙 1		
第 5 助成の対象となり得る水田等	本事業は水田農業を対象とした事業であり、水田環境等を良好に保全しつつ、水田を最大限有効に活用していく観点から、作物が作付けられていない期間であっても、常に農地として良好な状態で管理している必要がある。また、<u>長期間作物が作付けられていない水田において、再度耕作する場合にあっては、農地として良好な状態に復歸されている必要がある。</u> 【以下、省略】	本事業は水田農業を対象とした事業であり、水田環境等を良好に保全しつつ、水田を最大限有効に活用していく観点から、作物が作付けられていない期間であっても、常に農地として良好な状態で管理している必要がある。 【以下、省略】

第9 資金	1～7 【省略】 8 都道府県協議会は、資金に余剰が生じた場合には、これを <u>造成年度及び勘定を明確にした上で、翌年度に繰り越すもの</u> とする。	1～7 【省略】 8 都道府県協議会は、資金に余剰が生じた場合には、これを <u>勘定ごとに翌年度に繰り越すものとする。</u>
別紙2		
1 水田農業の 基盤整備に係 る事業の優先 措置	○必要に応じて対象事業を修正 対象事業については未決定	

様式等については、上記内容等を踏まえ適宜修正

水田農業構造改革交付金実施要領改正のポイント（案）

項 目	改正後（素案）	現 行								
全 般	○「産地づくり」の表現を「産地確立」に修正 ○他事業・対策名の修正・追記									
第 1 都道府県水田農業推進協議会及び地域水田農業推進協議会										
2 地域水田農業推進協議会	(1) 【省略】 (2) 【省略】 ア 【省略】 (ア)～(イ)【省略】 (オ) 内部監査実施規程 イ～エ 【省略】 オ 地域協議会長は、アの(イ)から(オ)までの規程を新たに定めたとき、または変更したときは、速やかに地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に別紙様式第 1 - 7 号により届け出なければならない。 【以下、省略】	(1) 【省略】 (2) 【省略】 ア 【省略】 (ア)～(イ)【省略】 イ～エ 【省略】 オ 地域協議会長は、アの(イ)から(イ)までの規程を変更したときは、速やかに地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に別紙様式第 1 - 7 号により届け出なければならない。 【以下、省略】								
第 5 水田農業構造改革交付金										
1 産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の算定等	(1) 【省略】 ア 【省略】 イ 産地確立交付金（地域協議会助成事業分）の具体的な配分の方法 (ア)基本部分 【省略】 <table><tr><td>区 分</td><td>単 価</td></tr><tr><td>a 一般作物作付け、永年性作物等作付け、特例作物作付け、景観形成等水田及び水田預託（ b の区分のものを除く。）</td><td>5千円/10a</td></tr></table>	区 分	単 価	a 一般作物作付け、永年性作物等作付け、特例作物作付け、景観形成等水田及び水田預託（ b の区分のものを除く。）	5千円/10a	(1) 【省略】 ア 【省略】 イ 産地づくり交付金（地域協議会助成事業分）の具体的な配分の方法 (ア)基本部分 【省略】 <table><tr><td>区 分</td><td>単 価</td></tr><tr><td>a 一般作物作付け、永年性作物等作付け、特例作物作付け、景観形成等水田及び水田預託（ b の区分のものを除く。）</td><td>5千円/10a</td></tr></table>	区 分	単 価	a 一般作物作付け、永年性作物等作付け、特例作物作付け、景観形成等水田及び水田預託（ b の区分のものを除く。）	5千円/10a
区 分	単 価									
a 一般作物作付け、永年性作物等作付け、特例作物作付け、景観形成等水田及び水田預託（ b の区分のものを除く。）	5千円/10a									
区 分	単 価									
a 一般作物作付け、永年性作物等作付け、特例作物作付け、景観形成等水田及び水田預託（ b の区分のものを除く。）	5千円/10a									

		<table><tr><td>b 調整水田、水田預託のうち保全管理、自己保全管理及び土地改良通年施行</td><td>1 千円 / 10a</td></tr></table>	b 調整水田、水田預託のうち保全管理、自己保全管理及び土地改良通年施行	1 千円 / 10a
b 調整水田、水田預託のうち保全管理、自己保全管理及び土地改良通年施行	1 千円 / 10a			
	【以下、省略】	【以下、省略】		
2 助成水田の範囲	【省略】 (1)～(2) 【省略】 (3) 水稻の作付が可能となった土地であって、新規開田地でないもの 【省略】 ア～ウ 【省略】 エ <u>長期間耕作を放棄した水田であって、障害物除去や整地等により水田機能を復帰・再生されたものであり、かつ地域協議会長がこれを新規開田地でないものとして認めたもの</u> (4) 【省略】 ア～イ 【省略】 ウ 要綱別紙 1 第 5 の 2 の (4) に定める平成 1 0 年度から平成 1 8 年度までの間に作物の作付けが行われていない水田等又は平成 1 9 年度以降に農地としての利用が行われていない水田等若しくは農地として常に耕作可能な状態に管理が行われていない水田等に、3 年間連続して該当したもの。 <u>ただし、(7)のケに該当するものは除く</u> (5)～(6) 【省略】 (7) 「平成 1 0 年度から平成 1 8 年度までの間に作物の作付けが行われていない水田等」から除かれるもの又は「平成 1 9 年度以降に農地としての利用が行われていない水田等若しくは農地として常に耕作可能な状態に管理が行われていない水田等」から除かれるもの ア～ク 【省略】 ケ <u>耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇）の対象となった水田であり、かつ水田機能が復帰・再生されたものであり、かつ地域協議会長がこれを助成対象水田として認めたもの</u> 【以下、省略】	【省略】 (1)～(2) 【省略】 (3) 水稻の作付が可能となった土地であって、新規開田地でないもの 【省略】 ア～ウ 【省略】 (4) 【省略】 ア～イ 【省略】 ウ 要綱別紙 1 第 5 の 2 の (4) に定める平成 1 0 年度から平成 1 8 年度までの間に作物の作付けが行われていない水田等又は平成 1 9 年度以降に農地としての利用が行われていない水田等若しくは農地として常に耕作可能な状態に管理が行われていない水田等に、3 年間連続して該当したもの (5)～(6) 【省略】 (7) 「平成 1 0 年度から平成 1 8 年度までの間に作物の作付けが行われていない水田等」から除かれるもの又は「平成 1 9 年度以降に農地としての利用が行われていない水田等若しくは農地として常に耕作可能な状態に管理が行われていない水田等」から除かれるもの ア～ク 【省略】 【以下、省略】		

4 産地確立交
付金の使途に
係るガイドラ
イン

(1)【省略】

ガイドライン	ガイドラインの細部運用
ア 【省略】 イ 配慮事項 (ア) 担い手の育 成に資する取 組への支援 水田農業の 構造改革を促 進する観点か ら、米の生産 調整の円滑な 実施を念頭に 置きつつ、次 に掲げる取組 その他の担い 手の育成に資 する取組が推 進されることが望ましい。	【省略】 【省略】
(イ) 【省略】 (ウ) 生産コスト 低減に資する 取組への支援 水田農業の 構造改革を推 進する観点か ら、農作物の 生産コスト低 減に資する取 組が推進され ることが望ま しい。	e イの(ウ)の「生産コスト低減に資す る取組」とは、大豆300 A 技術等、農 作物の収量・品質の向上及び生産経 費の低減等、当該農作物の総体的な 収益性向上を図る取組のことをいう。 また、都道府県協議会及び地域協 議会は、生産コスト低減に資する取 組が推進されるよう、農業者に対し 指導するものとする。

(1)【省略】

ガイドライン	ガイドラインの細部運用
ア 【省略】 イ 配慮事項 (ア) 担い手の育 成に資する取 組への支援 水田農業の 構造改革を促 進する観点か ら、米の生産 調整の円滑な 実施を念頭に 置きつつ、次 に掲げる取組 その他の担い 手の育成に資 する取組が推 進されるよう 配慮すること が望ましい。	【省略】 【省略】
(イ) 【省略】	

	(I) 著しく高い助成単価の是正 産地づくり交付金の有効活用等を図る観点から、著しく高い助成単価が是正されることが望ましい。 ウ 産地確立交付金が活用できない用途 【省略】 (ア)～(I)【省略】 (オ) 調整水田等不作付地に係る助成に要する経費 調整水田、保全管理等、農作物が作付けされていない水田に対する助成に要する経費 (カ) 水田等有効活用促進対策における助成水田への助成に要する経費	f イの(ウ)の「著しく高い助成単価」とは、助成を行っている作物における県内他地域の助成単価や平均的な収益性等から勘案し、その助成単価が著しく高いものをいう。 また、都道府県協議会は、著しく高い助成単価を設定している地域協議会に対する指導方法等について、第5の6に基づく実施方針に定めるとともに、計画的にその助成単価の是正について指導するものとする。 1 ウの(オ)の「調整水田等不作付地」とは第5の2(2)に掲げる表のうち、ウからカに該当するものをいう。 なお、調整水田等不作付地については、地域の生産調整の円滑な推進の観点からやむを得ないと認められる場合に限り、地域協議会に対する交付額の範囲内において、平成23年度までに段階的に助成対象から除外することも認めるものとする。 m ウの(カ)の「水田等有効活用促進対策における助成水田」とは、水田等有効活用促進対策(平成○○年○○月○○日付け○○○○)(以下「水田等有効活用促進対策」という。)における助成対象となった水田をいう。 なお、水田を特定しない取組に対する助成等を除き、水田等有効活用促進対策の助成対象となった水田に対する産地確立交付金の交付は原則これを認めない。		ウ 産地づくり交付金が活用できない用途 【省略】 (ア)～(I)【省略】
--	--	--	--	---

	<u>(㊦) 余剰が生じた資金による翌年度事業への活用に必要な経費</u>	<u>n ウの(㊦)の「余剰が生じた資金」とは、当該年度に交付された交付金のうち、余剰が生じ翌年度の資金に繰り越すものをいう。</u> <u>余剰が生じた資金については、麦・大豆等の翌年度支払及び生産調整の拡大や調整水田等不作付地における水田等有効活用促進対策の助成対象作物以外への助成等、適切な理由がある以外は、翌年度事業に活用することができないものとする。</u> <u>なお、上記に関わらず、産地確立交付金の概算払後の返還を条件に、地域協議会運営費の一時前借金としての活用は、これを認めるものとする。</u>		
--	--	--	--	--

様式等については、上記内容等を踏まえ適宜修正